

ちばぎんファミリートラストサポートサービス



平成28年5月

株式会社 **千葉銀行**

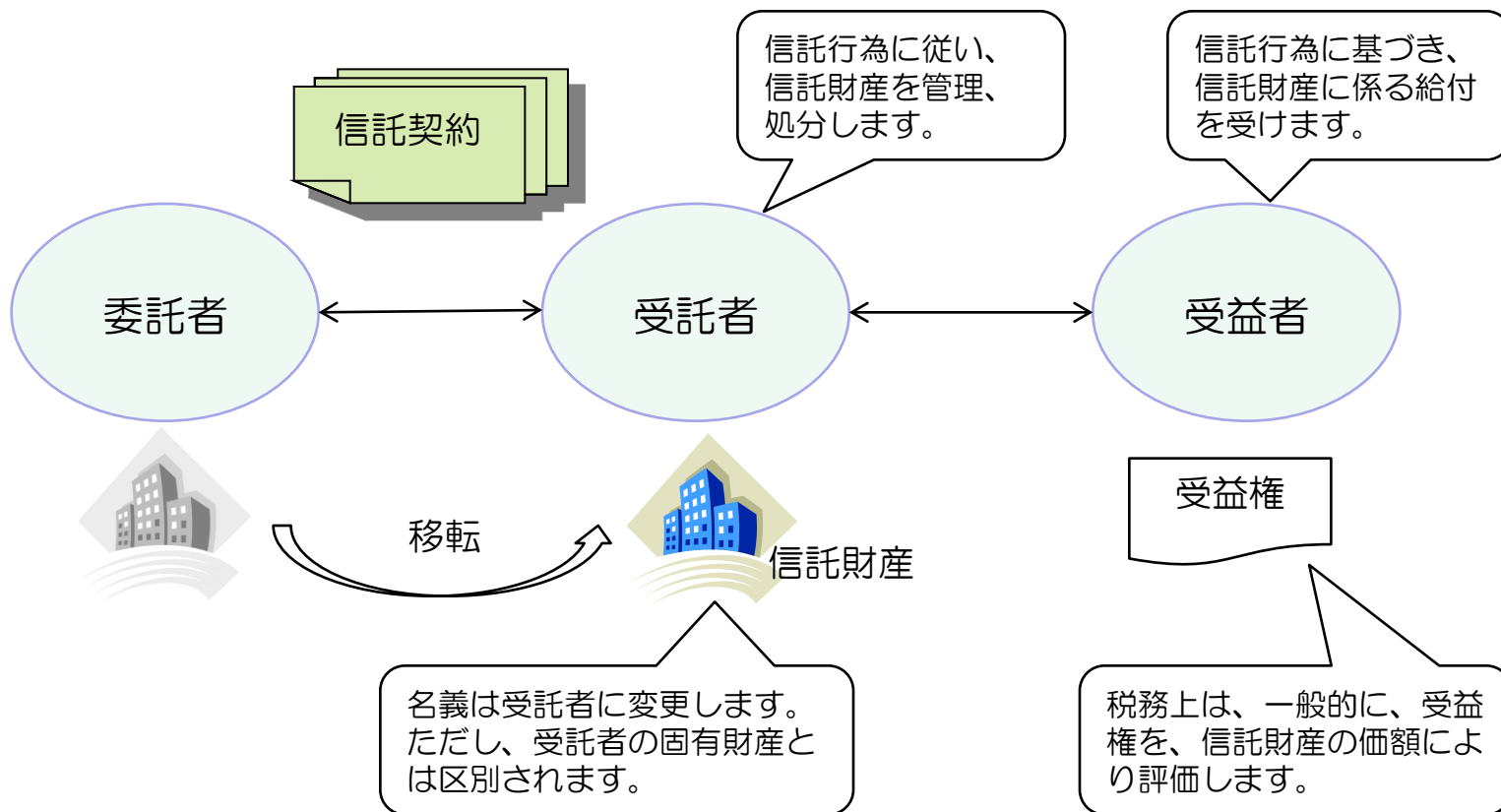
目次

1. 信託とは	P.1
2. 民事信託と商事信託	P.2
3. 民事信託の類型①	P.3
4. 民事信託の類型②	P.4
5. 民事信託の類型③	P.5
6. 民事信託の類型④	P.6
7. 「ファミリートラストサポートサービスについて」	P.7

1. 信託とは

信託とは、

財産権を有する者（委託者）が、信託契約によって、自己または第三者（受託者）に財産権（信託財産）を移転して、一定の目的（信託目的）に従い、自己または第三者（受益者）のために、その財産を管理、処分させる制度です。



本資料は、平成27年4月1日現在の法令および税制に基づいて作成しております。税務申告等に関して作成されるものではなく、それらの際には、本資料を用いることはできず、別途税理士資格を有する専門家に依頼する必要があります。

2. 民事信託と商事信託

	民事信託	商事信託
根拠法令	信託法	信託法 信託業法 金融機関の信託の兼営等に関する法律
受託者	特定の人から個別に受託する	反復して受託する
受託者の義務 (善管注意義務) (分別管理義務) (忠実義務)	当事者間で軽減可能なため、 安価で柔軟なスキームを組みやすい	法律で厳しく制限されるため、 コストが高くなりやすい
主な担い手	親族・資産管理会社 (士業者も可)	信託銀行・認可取得銀行 (信託会社も可)
信託財産	制限なし	商品化しているもののみ
メリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自由な制度設計が可能である。 ・ 当事者の事情を考慮できる。 ・ 信託ランニングコストを安くできる。 	受託者が銀行である場合には、 <ul style="list-style-type: none"> ・ 信用力や信頼度が高い。 ・ 専門的な能力が高い。 ・ 厳格な業務執行が望める。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> ・ 受託者の専門的知見が不足するリスクがある。 ・ 民事信託自体の一般的な認知度が低い。 ・ 信託設計や信託契約書の作成には専門的な知識が必要となる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 信託費用が高額になりやすく、少額の信託財産では利用できないケースが多い。 ・ 商品としての制限があり、お客さまのニーズに柔軟に対応できないことがある。

本資料は、平成27年4月1日現在の法令および税制に基づいて作成しております。税務申告等に関して作成されるものではなく、それらの際には、本資料を用いることはできず、別途税理士資格を有する専門家に依頼する必要があります。

3. 民事信託の種類① ～認知症対策～

ニーズ

【現状】

- 賃貸マンションを所有しており、その維持管理をご自身で行っている。

【ニーズ】

- 将来認知症になった場合に、不動産の維持管理が不安。
- 認知症になった後も、後継者が不動産の建て替えや売却等を自由に行い、有効に資産を活用して欲しい。
- 不動産の維持管理や活用方法は任せるが、収益は自身が受け取りたい。

信託活用のメリット・デメリット

【メリット】

- 信託契約書の締結により、後継者を受託者に選任することで、委託者が認知症になった後も、受託者に信託財産に関する法律行為を行わせることができます。

【デメリット】

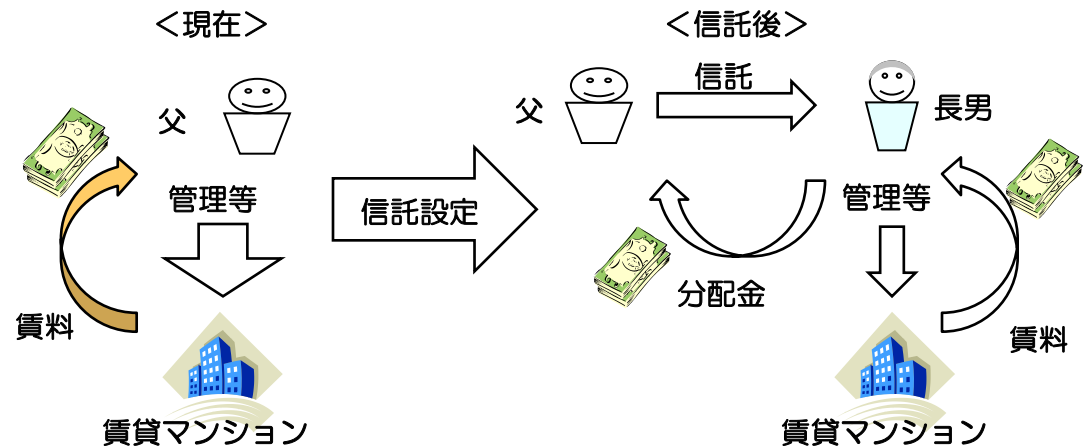
- 受託者である後継者が行う判断や取引に係るリスクは、委託者（受益者）が負担することになります。

スキーム

- ◆ 賃貸マンションを長男に信託し、維持管理をしてもらいます。
- ◆ 賃貸マンションから生じる賃貸収入は受益者であるご自身に帰属させます。

【信託内容】

委託者：不動産の現所有者（父）
受託者：長男
第一次受益者：不動産の現所有者（父）
第二次受益者：長男



4. 民事信託の種類② ～収益不動産の法人化～

ニーズ

【現状】

- 賃貸マンションを所有しており、その維持管理をご自身で行っている。
- 資産管理会社を活用した不動産賃貸も検討している。

【ニーズ】

- 法人に移転する際の不動産取得税や登録免許税等のコストを軽減したい。
- 個人で所有する不動産を法人に移転して、所得税を含めた毎年のキャッシュフローを改善したい。

信託活用のメリット・デメリット

【メリット】

- 信託の設定に際しては、不動産取得税は課税されず、登録免許税も通常の不動産譲渡時よりも低率となります。
- 信託の受益権をさらに他者に譲渡する必要が生じた場合にも、通常の不動産よりも移転コストが安く済みます。
- 法人に受益権を譲渡することにより、税務コスト等の削減で、毎年のキャッシュアウトを抑制できることがあります。

【デメリット】

- 信託終了時または解除時には、通常の不動産譲渡と同様の移転コストがかかります。

スキーム

- ◆ 不動産を信託財産とする信託契約を、受託者とする法人A社と締結します。
- ◆ 受益権を別の法人B社へ譲渡します。

【信託内容】

委託者：不動産の現所有者
受託者：法人A社
受益者：現所有者→法人B社

【委託者兼当初受益者】

現所有者



賃貸マンション

①不動産を信託

【受託者】



A社

②受益権の譲渡

②対価の支払い

【受益者】

B社



分配金

5. 民事信託の種類③ ～自社株の信託（議決権と財産権の分離）～

ニーズ

【現状】

- 現社長が非上場会社（経営会社）株式を所有しており、後継者は息子と考えている。
- 経営会社の業績は堅調で、今後、株価は上昇する可能性が高い状況である。

【ニーズ】

- 後継者である息子に、経営会社の株価が低いうちに株式を譲りたい。
- ただし、息子はまだ若いので、現時点で経営会社の経営権（議決権）を譲ることに不安がある。

信託活用のメリット・デメリット

【メリット】

- 経営会社の株式の値上がり前の価格（現在の価格）に基づき、株式の財産権のみを、後継者に移転することができます。
- 経営権（議決権）については、別途適切と考える時期に後継者に譲ることができます。

【デメリット】

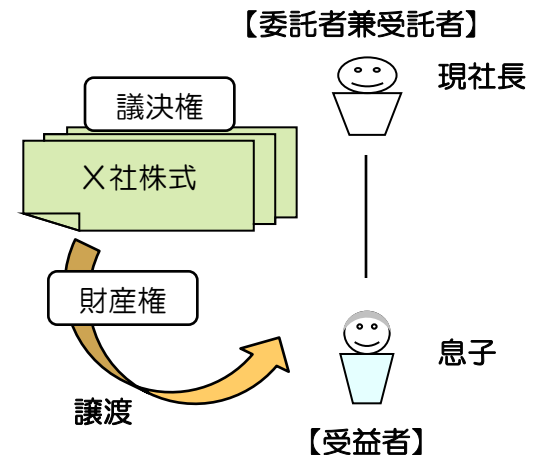
- 公正証書作成や、税務申告等手続きなど、一定のコスト負担が生じます。

スキーム

- ◆ 所有している株式を自己信託し、財産権と経営権（議決権）を分離したうえで、財産権を息子に譲渡または贈与します。
- ◆ 経営権（議決権）は現社長に残し、息子が成長し後継者にふさわしいと考えられるようになった時点、または現社長が亡くなった時点で、信託を終了させ後継者に移転させます。

【信託内容】

委託者：現社長
受託者：現社長
受益者：息子



6. 民事信託の種類④ ～自社株の信託（遺言代用）～

ニーズ

【現状】

- 現社長が非上場会社（経営会社）株式を所有しており、後継者は息子と考えている。

【ニーズ】

- 自分が元気なうちは、会社の経営を行いたい。
- ただし、相続時には経営権（自社株）を息子にスムーズに渡し、経営に関与しない親族への株式分散は防ぎたい。

信託活用のメリット・デメリット

【メリット】

- 相続手続きを経ることなく、自社株を後継者に渡すことができます。
- 従って、会社の意思決定の空白期間が短縮される可能性が高くなります。

【デメリット】

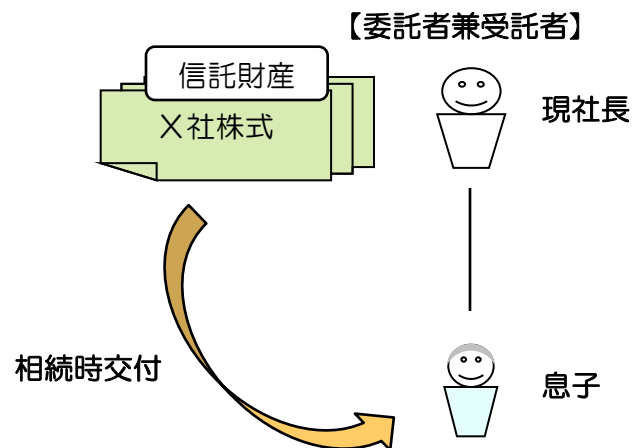
- 自社株のみしか渡せないため、それ以外の財産については、相続手続きの負担が生じます。

スキーム

- ◆ 公正証書作成により、所有している株式を自己信託します。
- ◆ 現社長が健在なうちは、信託前と同様に経営権（自社株の権利）を行使します。
- ◆ 現社長が亡くなった時点で、信託を終了させ自社株を後継者に移転させます。

【信託内容】

委託者：現社長
受託者：現社長
受益者：現社長
帰属権利者(信託終了時)：息子



7. ファミリートラストサポートサービスについて

項目	内容			
商品名	ちばぎんファミリートラストサポートサービス			
種別	認知症対策	法人化 (収益不動産)	自社株承継 (議決権と財産権の分離)	自社株承継 (遺言代用)
主な対象者	地主さま		法人オーナーさま	
対象財産	不動産		自社株	
手数料(税込)	1,620千円～ 信託財産額等により変動	2,160千円～ 信託財産額等により変動	2,160千円～ 信託財産額等により変動	648千円
業務の流れ	<p>① お客さまから「ちばぎんファミリートラストサポートサービス申込書」をいただきます。</p> <p>② 弊行と税理士法人とで協働し、お客さまのニーズ詳細を把握し、民事信託スキーム構築の難易度を判定します。</p> <p>③ 手数料見積もりを提示したうえで、お客さまから「ちばぎんファミリートラストサポートサービス依頼書」をいただきます。</p> <p>④ お客さまが採用を決定した民事信託スキームの設計およびスキームを構築するためのお手伝いをいたします。</p> <p>⑤ 設計した民事信託スキームに基づき、信託契約に関する公正証書の作成または信託契約に基づく信託登記等を実施により、本業務は完了となります。</p> <p>※ 信託契約実施後は、お客さままたはご家族で信託財産の管理を行っていただきます。</p>			

本資料は、平成27年4月1日現在の法令および税制に基づいて作成しております。税務申告等に関して作成されるものではなく、それらの際には、本資料を用いることはできず、別途税理士資格を有する専門家に依頼する必要があります。